

## 徳島県介護機器普及事業運営協議会設置要綱

### (設置)

第1条 徳島県介護実習・普及センターにおける介護機器・介護用品普及事業の円滑な実施を図るため、優良な機器の選考、展示方法の検討を行うこと目的として徳島県介護機器普及事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

### (組織)

- 第2条 運営協議会は、委員15名以内で構成する。
- 2 運営協議会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、徳島県介護実習・普及センター所長をもって充て、副委員長は、委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、運営協議会の会務を総括し、運営協議会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、別表に掲げる関係団体が推薦する者を、委員長が委嘱する。
- 7 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 委員に欠員が生じ、補充により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第3条 運営協議会は、必要に応じ委員長が召集する。

### (関係者の出席)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第5条 運営協議会の庶務は、徳島県介護実習・普及センターにおいて処理する。

### (その他)

第6条 この要綱で定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日以前に就任した委員の任期は、第2条第7項の規定にかかわらず平成13年3月31日までとする。

#### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

別表

とくしま“あい”ランド推進協議会  
徳島県介護福祉士会  
徳島県看護協会  
徳島県建築士会  
徳島県作業療法士会  
徳島県社会福祉協議会  
徳島県ホームヘルパー協議会  
徳島県理学療法士会  
徳島県老人福祉施設協議会  
徳島県老人保健施設協議会  
日本福祉用具供給協会四国支部徳島ブロック  
(アイウエオ順)

徳島県介護実習・普及センター  
徳島県保健福祉部長寿いきがい課